

平成18年9月15日、志賀町役場議場において本会議を再開した。

(午後2時20分 開議)

(出席議員)

1番	南	政夫	16番	大根	明
2番	橘	照茂	17番	戸坂	忠寸計
3番	下池	外巳造	18番	小田	芳治
4番	須磨	隆正	19番	辻	武美
5番	越後	敏明	20番	久木	拓栄
6番	田中	正文	21番	中林	俊雄
7番	福田	英雄	22番	南	正弘
8番	寺岡	真貴子	23番	木村	正男
9番	富沢	軒康	24番	山本	辰栄
10番	堂下	健一	25番	泉	貢
11番	松島	信夫	26番	稲村	幸雄
12番	桜井	俊一	27番	吉島	陸男
13番	林	一夫	28番	長谷川	勝朗
14番	萬上	俊之	29番	竹内	利長
15番	松浦	恒義	30番	角花	進

(議案説明のため出席した者の職氏名)

町	長	細川	義雄
助	役	坪野	高志
助	役	綱木	常一
総務課	長	田端	正敏
富来支所	長	二見	博
企画財政課	長	浜崎	克義
監理課	長	木坂	孫信
税務課	長	柴田	一廣
総合窓口担当	課長	森岡	政明
子育て支援	課長	宮本	俊一
健康福祉	課長	笹川	門治

生活安全課長	藤澤仁
商工観光課長	山崎脩平
農林水産課長	山本政直
建設課長	田中正嗣
上下水道課長	横川外治
富来病院事務長	古川吉亮
会計課長	金谷昭一
教育長	青山源隆
学校教育課長	細川幸男
生涯学習課長	中田政光

(職務のために出席した者の職氏名)

議会事務局長	新木利夫
書記	西清孝
書記	池端久幸

(議事日程)

- 日程第1 諸般の報告
- 日程第2 町長提出 議案第115号ないし第129号
(委員長報告、質疑、討論、採決)
- 日程第3 町長提出 認定第1号ないし第11号並びに同意第1号
(提案理由説明)
- 日程第4 決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに町長提出
認定第1号ないし第11号(委員会付託)
- 日程第5 町長提出 同意第1号
(質疑、委員会付託、討論、採決)
- 日程第6 人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件
- 日程第7 各常任委員会及び議会運営委員会所管事務調査事項の
閉会中の継続審査の件

(開 議)

松浦 恒義議長 ただ今の出席議員は30名であります。

定足数に達しておりますので、ただ今から本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

日程第1 諸 般 の 報 告

松浦 恒義議長 日程に入り、諸般の報告を行います。

諸般の報告は、お手元に配布のとおりであります。

諸般の報告を終わります。

日程第2 町長提出 議案第115号ないし第129号

(委員長報告、質疑、討論、採決)

松浦 恒義議長 次に、町長提出 議案第115号ないし第129号を一括して議題といたします。以上の各案の、委員会における審査の経過及び結果について、委員長の報告を求めます。

総務常任委員長 松島 信夫 君。

松島 信夫総務 はい。議長

常 任 委 員 長 総務常任委員長報告をいたします。

平成18年第3回の定例会において、総務常任委員会に付託されました議案について、11日、委員会を開催し、町長及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過及び結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第115号 平成18年度一般会計補正予算(第3号)についての、歳入の主なものは、固定資産税や都市計画道路整備に伴うまちづくり交付金、統合中学校建設に係る公立学校施設整備費補助金、財政調整基金などの基金繰入金、起債充当額の決定に伴い義務教育施設整備事業債などを増額し、調定額の確定に伴う個人町民税、地方交付税の普通交付税などを減額するものであり、歳出の主なものとしては、統合中学校体育館に係る電源立地地域対策交付金が未収であったため財政調整基金、特別財政基金で賄ったことから財政調整基金積立金などを増額することにより、前年度繰上充用金を減額するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは電源立地地域対策交付金の収入の遅れ、固定資産税の増加要因、国の三位一体改革による今後の地方交付税、補助金等の動向等について質問がなされ、町長及び担当課長より詳細な説明を受けております。

次に、議案第123号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の改正については、障害者自立支援法の規定により設置する障害程度区分認定審査会の委員報酬を介護認定審査会委員にならうとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

続いて、議案第128号 過疎地域自立促進計画の一部変更については、町道改良事業に3路線を追加するための計画変更との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員から追加路線内容について質問がなされ、担当課長より詳細な説明を受けております。

次に、議案第129号 工事請負契約の締結については、農業集落排水事業（大笹地区）処理施設の機械設備工事に係るものと説明を受け、採決の結果、全会一致をもって可決すべきものと決しました。

審議に際し、委員からは処理人口等について質問がなされ、担当課長より詳細な説明を受けております。

また、その他の件としまして、委員からは合併特例債を満額活用し町民の要望に沿った事業展開を図り、また、支所機能については、ある程度予算執行権限を委譲できるよう要望があり、企画財政課長及び総務課長からそれぞれ説明がありましたので併せて申し添えしておきます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せてご報告いたします。

以上、総務常任委員長報告といたします。

松浦 恒義議長 教育民生常任委員長 竹内 利長 君。

竹内 利長教育 はい、議長。

民生常任委員長 教育民生常任委員長報告をいたします。

今定例会において、教育民生常任委員会に付託されました案件について、12日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果についてご報告申し上げます。

まず、議案第115号「平成18年度一般会計補正予算（第3号）」につきましては、民生費で、老人保健特別会計繰出金、法改正に伴う電算システム改修費を主とする介護保険特別会計繰出金、ショートステイ整備事業、教育費で、統合中学校の備品購入費を増額するものが、主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、統合中学校の備品購入費及び光熱費、保育士の特殊勤務手当、障害福祉サービス利用計画作成委託料についての質問がなされ、それぞれ担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第116号「国民健康保険特別会計補正予算（第1号）」については、健康保険法等の改正により、保険財政共同安定化事業が新設され、10月1日から施行されることに伴うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第117号「老人保健特別会計補正予算（第1号）」については、平成17年度医療給付費交付金の精算で、超過交付に伴い、県と診療報酬支払基金へ償還するものとの説明を受け、採決の結果、いずれも全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第120号「介護保険特別会計補正予算（第1号）」については、介護保険のシステム改修及び平成17年度国庫支出金等の精算返戻金等の計上との説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて、議案第121号「町立診療所事業特別会計補正予算（第2号）」については、志賀クリニックに常勤の医師2名を配置したことに伴い、診療所の一部を増改築するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、医師配置後の患者数の動向についての質問がなされ、担当課長から詳細に説明を受けております。

次に、議案第122号「町立富来病院事業会計補正予算（第2号）」については、人事異動に伴う人件費の減額を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、病院の診療時間についての質問があり、事務長より詳細な説明を受けております。

続いて、議案第124号「国民健康保険条例の一部改正」については、健康保険法の改正に伴うものであり、一定の所得を有する70歳以上の者について、一部負担金の割合を2割から3割に改め、また出産一時金の額を30万円から35万円に引き上げるものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。

次に、議案第125号「町消防団の設置等に関する条例の一部改正」及び第127号「石川県市町村消防団等公務災害補償等組合理約の変更」については、いずれも消防組織法の改正に伴い、それぞれ条例、規約に引用している消防組織法の条番号を改正するものとの説明を受け、採決の結果、それぞれ全会一致をもって可決すべきものと決しました。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、医療保険制度体系の見直しについて、老人保健制度が平成20年度に廃止となり、新たに広域連合が運営する75歳以上を対象とする後期高齢者医療制度が導入されるとの、担当課長から詳細な説明を受けましたので、申し添えます。

また、小学校再編整備について、早期に方向付けを示すべきであるという意見、休止後の堀松保育園の利活用についての質問、少子化対策に伴う独身男女の出会いの場の提供、仲人奨励金について、制度の再点検をとの意見、また、10月9日に開催される駅伝大会のコース決定にかかる経緯について説明を受けましたが、コースについて、検討していただけないかという要望がありましたので、併せて申し添えます。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本議会において議決願うことで、各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、教育民生常任委員長報告といたします。

松浦 恒義議長 産業建設常任委員長 角花 進 君。

角花 進産業 はい、議長。

建設常任委員長 産業建設常任委員長報告をいたします。

今定例会で、当委員会に付託されました議案について、13日、委員会を開催し、町執行部及び関係職員の出席を求めて審査いたしましたので、その経過並びに結果について、ご報告申し上げます。

まず、議案第115号 平成18年度一般会計補正予算（第3号）につきましては、農林水産業費で、家畜導入事業資金供給事業廃止に伴う基金原資を国及び県に返還するための返還金や漁港整備に伴う漁協負担助成金を増額し、土木費では、都市計画道路整備事業まちづくり交付金事業、定住促進住宅造成事業の調査設計費等や豪雨災害による道路河川の災害復旧費の計上が、主なものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、家畜導入事業資金供給事業の区域指定及び提供内容やコミュニティ事業助成補助金の団体への補助内容・経緯、定住促進住宅造成事業の基本計画の概要について質問がなされ、町長及び担当課長から詳細に説明を受けるとともに、定住促進造成事業については、まちづくりを進める上でもできるだけ早くPRを行ってほしいとの要望もありましたので併せて申し添え致します。

次に、議案第118号 平成18年度農業集落排水事業特別会計補正予算（第1号）については、館開地区の新規事業要求、概要書作成などの事業費の追加が主なものであるとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

続いて議案第119号 平成18年度公共下水道事業特別会計補正予算（第1号）については、下水道整備構想エリアマップの作成、高浜地区における舗装本復旧工事面積の増により増額補正するものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、原案のとおり可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、基金の残高について質問がなされ、担当課長より詳細に説明を受けております。

次に、議案第126号 工場設置奨励に関する条例の改正については、

産業の振興を目的とした能登中核工業団地及び堀松工場団地以外の区域で、工場及び設備を新增設した者に対して交付する奨励金の対象となる要件の緩和及び条文を明確化するための必要な修正を行うものとの説明を受け、採決の結果、全会一致をもって、可決すべきものと決しました。

審議に際し委員からは、奨励措置内容等について質問がなされ、担当課長より詳細に説明を受けております。

なお、今定例会の付託案件ではありませんが、農業集落排水事業（大笹地区）の工事概要について、担当課長より詳細な説明がありましたので、ご報告いたします。

最後に、当委員会では、所管事務調査のため、閉会中の継続審査について、議長に報告し、本会議において議決願うことで各委員のご了承をいただいたことも併せて、ご報告いたします。

以上、産業建設常任委員長報告といたします。

松浦 恒義議長 委員長の報告を終わります。

（ 質 疑 ）

松浦 恒義議長 これより、委員長報告に対する質疑を許します。

（発言なし）

松浦 恒義議長 ご発言がありませんので、質疑なしと認めます。

（ 討 論 ）

松浦 恒義議長 これより、以上の各件に対する討論に入ります。

（発言なし）

松浦 恒義議長 ご発言がありませんので、討論なしと認めます。

（ 採 決 ）

松浦 恒義議長 これより、採決いたします。

まず、町長提出 議案第115号を採決いたします。本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

松浦 恒義議長 起立全員であります。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第116号ないし第122号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

続いて、町長提出 議案第123号ないし第128号を一括して採決いたします。

以上の各案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

以上の各案は、委員長報告のとおり決することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上の各案は、委員長報告のとおり、可決されました。

次に、町長提出 議案第129号を採決いたします。

本案に対する委員長の報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立 29名)

松浦 恒義議長 起立全員。

よって、本案は委員長報告のとおり、可決されました。

日程第3 . 町長提出 認定第1号ないし第11号並びに同意第1号

(提 案 理 由 説 明)

松浦 恒義議長 次に、本日町長から提出のありました、認定第1号ないし第11号並びに同意第1号に対する提案理由の説明を求めます。

細川町長。

細川 義雄町長 はい、議長。

去る9月5日に提出いたしました案件に追加して、本日提案することをお認めいただきました案件12件について、ご説明申し上げます。

本日追加提案いたしました案件は、平成17年度の各会計の決算認定が11件、教育委員会委員の任命についての同意が1件であります。

認定第1号ないし認定第11号は、平成17年度の志賀町一般会計、国民健康保険特別会計、老人保健特別会計、農業集落排水事業特別会計、公共下水道事業特別会計、地域し尿処理施設整備事業特別会計、介護保険特別会計、町立診療所事業特別会計、簡易水道事業特別会計、水道事業会計及び町立富来病院事業会計について、地方自治法第233条第1項により決算を調製いたしましたので、同条第3項による監査委員の意見及び同条第4項による関係書類を付して提出し、議会の認定を求めるものであります。なお、決算の内容につきましては、説明を省略させていただきます。

同意第1号は、志賀町教育委員会の委員の任命についてであります。

穴田 實氏は、昨年10月22日に地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条及び同法施行令第20条により、任期を1年として任命いたしました。引き続き同氏を教育委員に任命いたしたく、議会の同意を求めるものであります。なお、新たな任期は、平成22年10月21日までの4年間です。

以上で、本定例会の追加案件についての説明を終わらせていただきますが、議員の皆様におかれましては、何とぞ適切なるご決議を賜りますようお願いを申し上げます。

松浦 恒義議長 説明を終わります。

日程第4.決算特別委員会の設置及び委員の選任並びに

町長提出 認定第1号ないし第11号

(委 員 会 付 託)

松浦 恒義議長 続いて、決算特別委員会の設置の件を議題といたします。

お諮りいたします。認定第1号ないし第11号、平成17年度一般会計

ほか10会計の決算につきましては、12名の委員をもって構成する決算特別委員会を設置し、これを付託のうえ、閉会中の継続審査とすることにしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

ただいま設置されました、決算特別委員会の委員の選任につきましては、委員会条例第7条第1項の規定により、ただ今から配布します名簿の議員を指名いたしたいと思います。

(名簿配布)

松浦 恒義議長 お諮りいたします。

ただ今配布いたしました名簿のとおり、

南 政夫君、橘 照茂君、須磨 隆正君、越後 敏明君、
田中 正文君、福田 英雄君、堂下 健一君、桜井 俊一君、
萬上 俊之君、戸坂 忠寸計君、辻 武美君、稲村 幸雄君を
それぞれ指名いたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、本特別委員会の委員は、以上のとおり選任することに決定しました。

ここで暫時、休憩をいたします。

(休憩) (午後 2時49分)

(再開) (午後 2時55分、出席議員30名)

松浦 恒義議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

休憩中、決算特別委員会で、正副委員長の互選が行われ、その結果が議長の手元にまいっておりますので、この際、ご報告いたします。

決算特別委員長 戸坂 忠寸計 君、

同副委員長 桜井 俊一 君、

以上のとおり選任された旨、報告がありました。

日程第5.町長提出 同意第1号ないし同意第5号

(質疑、委員会付託、討論、採決)

松浦 恒義議長 これより、町長から提出のありました同意第1号を議題といたします。
本件は、人事案件につき、この際、質疑、委員会付託及び討論を省略し、
直ちに採決したいと思います。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。
よって、以上のとおり決しました。

これより、採決いたします。

本件は、同意することに、ご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。
よって、本件は、同意されました。

日程第6. 人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件

松浦 恒義議長 次に、人権擁護委員の推薦につき、議会の意見を求める件を議題といた
します。

本件は、人権擁護委員に 金谷 由紀枝 君、藤井 道代 君を推薦す
ることにつき、議会の意見を求めるものであります。

お諮りいたします。

本件は、お手元に配布いたしました意見のとおり、適任とし、答申いた
したいと思えます。

これにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。
よって、そのように答申いたします。

日程第 7 . 各委員会所管事務調査事項の閉会中継続審査の件

松浦 恒義議長 次に、各常任委員会委員長及び議会運営委員会委員長から、お手元に配布のとおり、所管事務調査の閉会中継続審査の申し出がありましたので、これを議題といたします。

お諮りいたします。

各委員長から申し出のとおり、閉会中の継続審査にすることにご異議ありませんか。

(異議なしの声多数あり、異議を唱えるものなし)

松浦 恒義議長 ご異議なしと認めます。

よって、以上のとおり決しました。

(閉 議 ・ 閉 会)

松浦 恒義議長 以上をもちまして、今定例会の議事すべてを終了いたしました。

平成 1 8 年第 3 回志賀町議会定例会は、本日をもって閉会いたします。

これにて散会いたします。

(午後 2 時 5 8 分 散会)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

志賀町議会議長

志賀町議会議員

志賀町議会議員

議長報告

1. 議長報告第25号

閉会中継続審査について

議会運営委員会委員長

総務常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

2. 議長報告第26号

委員会審査報告について

総務常任委員会委員長

教育民生常任委員会委員長

産業建設常任委員会委員長

3. 議長報告第27号

所管事務調査通知及び委員派遣承認要求について

原子力発電所対策特別委員会

平成18年10月1日から4日

九州電力：川内原子力発電所

薩摩川内市役所(使用済み核燃料税の課税までの経緯と現状について)

生活環境等対策特別委員会

平成18年10月1日から4日

九州電力：川内原子力発電所

薩摩川内市役所(使用済み核燃料税の課税までの経緯と現状について・定住促進制度の概要と現状について)

4. 入札結果報告について

(平成18年9月12日 6件)